

平取町告示第 25 号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 4 年 4 月 25 日

平取町長 遠 藤 桂 一

1. 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

21 世紀・アイヌ文化伝承の森整備推進事業の内アイヌ文化振興にむけた観光学等の学術的・多角的観点からの調査研究

(2) 業務内容等

別添仕様書による

(3) 履行期限

令和 5 年 3 月 24 日（金）

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 項第 1 項に規定するものでないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 町が行う氏名競争入札に関する氏名を停止されている者でないこと。

3. 担当課

- ・ 沙流郡平取町本町 28 番地 平取町役場アイヌ施策推進課（担当：澤口）
- ・ 電話番号 01457-2-2341 ファクス 01457-2-2277

4. 参加資格及び参加表明書の提出に関する事項

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の①～③までに定めるところにより、参加表明書提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ① 提出期限 令和 4 年 5 月 2 日（月）午後 5 時まで
- ② 提出場所 上記 3 に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限必着とする。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5. 企画提案書の提出に関する事項

- (1) 提出期限 令和4年5月13日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 上記3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着とする。)

6. 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)として選定する。

7. 契約手続

特定者を随意契約者の相手方に決定したときは、見積書を徴収のうえ別記契約書により契約手続きを行う。

8. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書において審査を行う。ヒヤリングについては、審査委員会が必要と認める場合に限り、別途通知のうえ実施する。